

南伊勢町制20周年記念事業補助金交付要綱

令和6年12月27日

告示第189号

(趣旨)

第1条 この告示は、令和7年10月1日に南伊勢町制20周年という記念すべき節目を迎えるに当たり、これまで繋いできた歴史や想いを未来へとつなげ、町の魅力を町内外にアピールするため、南伊勢町地域貢献促進事業費補助金交付要領（令和2年南伊勢町告示第57号）の規定による南伊勢町地域貢献促進事業費補助金を、令和7年度の申請分に限り南伊勢町制20周年記念事業補助金（以下「補助金」という。）として交付することについて、南伊勢町補助金等交付規則（平成17年南伊勢町規則第57号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、身近な地域の活性化及び課題の解決に取り組む等地域に貢献する事業で、次に掲げるいずれのテーマを満たすものとする。

- (1) 地域住民間の交流を活発にし、地域の活性化に寄与するもの
- (2) 地域団体におけるコミュニティの育成に関するもの
- (3) 集客交流による地域の活性化に寄与するもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業から除外する。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 補助対象事業の実施に参加する者が専ら当該団体の構成員に限定され、かつ、活動の効果が当該団体の構成員又は当該団体の属する区域に限定される事業、恒例行事（自治会又は町内会の草刈、掃除、衛生活動、祭事及び親睦行事等をいう。）に関する事業
その他町の広報紙の配布等町行政の補助的役割を担う事業
- (3) 町から南伊勢町地域貢献促進事業費補助金又はこの補助金以外の補助金等の交付を受ける事業
- (4) 施設整備又は物品購入を目的とする事業

3 補助対象事業に係る実施期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付を受けることができる団体は、補助対象事業を行う住民団体、NPO

法人及び企業等とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する団体は、この限りでない。

- (1) 構成員が同一世帯の者に限定される団体
- (2) 宗教上の教義の普及、儀式行事の実施、信者の獲得及び教化育成を目的とする団体
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする団体
- (4) 特定の主義主張を行う団体
- (5) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第199条の2に規定する公職の候補者等若しくは政党を推薦し、又はこれらに反対することを目的とする団体
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団若しくは構成員(暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。)の統制化にある団体

(補助対象経費)

第4条 この補助金交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業を行うために要する実費で別表に定める経費とする。

(補助金交付の範囲、額等)

第5条 補助金交付の範囲は、補助対象経費の3分の2を限度とする。

- 2 補助金の額は、前項の範囲内で、かつ、補助対象事業1件につき20万円を限度とする。ただし、当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金交付の申請)

第6条 補助金交付を受けようとする団体(以下「申請団体」という。)は、南伊勢町地域貢献促進事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、町長が別に指定する期日までに町長に申請するものとする。

- (1) 実施団体の概要に関する説明書(様式第2号)
- (2) 事業の実施計画書(様式第3号)
- (3) 事業の収支に関する計画書(様式第4号)
- (4) 経費の内訳に関する書類(様式第5号)
- (5) 審査に関する書類(様式第6号)
- (6) その他町長が必要と認める書類

- 2 1団体が申請できる数は、1事業を限度とするものとする。

(補助対象事業の選考及び通知)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、南伊勢町地域貢献促進事業費補助

金審査要領(令和4年南伊勢町告示第47号。以下「審査要領」という。)第3条に規定する南伊勢町地域貢献促進事業費補助金審査会(以下「審査会」という。)に諮問をするものとする。

- 2 審査会は、審査要領に基づき審査をする。
- 3 町長は、前項の審査の結果を受けて、補助金の交付の適否を判断し、補助金の交付を決定したときは、その結果を南伊勢町地域貢献促進事業選考結果通知書(様式第7号)により速やかに申請団体に通知する。
- 4 町長は、前項の通知に際し、必要な条件を付することができる。
- 5 町長は、第3項の規定により補助金の交付を決定した補助対象事業(以下「補助事業」という。)の名称及び当該補助事業の実施団体(以下「補助金の交付決定団体」という。)の名称を公表する。

(概算払)

第8条 町長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金の概算払を行うことができる。

- 2 補助金の概算払を必要とする補助金の交付決定団体は、南伊勢町地域貢献促進事業費補助金概算払請求書(様式第8号)により町長に補助金を請求しなければならない。
- 3 前項の補助金の交付決定団体以外の第三者が補助金を受領するときは、南伊勢町地域貢献促進事業費補助金受領に関する委任状(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

(変更等の承認)

第9条 補助金の交付決定団体は、補助事業が次の各号のいずれかに該当する場合、南伊勢町地域貢献促進事業変更承認申請書(様式第10号)又は南伊勢町地域貢献促進事業中止(廃止)承認申請書(様式第11号)を町長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に要する経費総額を2割以上変更しようとするとき。
- (2) 費目間の経費の流用で、流用先の経費の3割以上を変更しようとするとき。
- (3) 費用の項目を新たに追加しようとするとき。
- (4) 補助事業の目的及びその概要を変更しようとするとき。
- (5) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、南伊勢町地域貢献促進事業(変更・中止・廃止)承認書(様式第12号)により補助金の交付決定団体に通知する。

(完了しない場合の報告等)

第10条 補助金の交付決定団体は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由その他必要な事項を書面により町長に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況の報告)

第11条 町長は、補助事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助金の交付決定団体に対し、その事業の遂行状況に関し報告を求めることができる。

(実績報告)

第12条 補助金の交付決定団体は、補助事業を完了した日から30日以内又は補助事業を実施した会計年度末日のいずれか早い日までに、南伊勢町地域貢献促進事業実績報告書(様式第13号)に次の書類1部を添付して町長に報告しなければならない。

- (1) 収支決算書(様式第14号)
- (2) 事業に要した費用の領収書の写し(様式第15号)
- (3) 事業実施に係る日程、参加者名簿、記録写真等活動実績を明らかにする資料
- (4) その他必要と認められる資料

(額の確定等)

第13条 町長は、前条の規定により提出された実績報告を審査し、その内容が補助金の交付内容に適合したことを確認したときは、補助金交付の額を確定し、南伊勢町地域貢献促進事業費補助金確定通知書(様式第16号)により当該補助金の交付決定団体に通知する。

2 町長は、前項の審査に関し、補助金の額の算定に当たり、必要に応じて、現地調査を行うことができる。

3 第8条の規定により概算払を受けた補助金の交付決定団体は、概算払を受けた金額のうち、残金があるときは、速やかにこれを返還しなければならない。

(請求)

第14条 前条第1項の規定による通知を受けた補助金の交付決定団体は、その通知を受けてから10日以内に南伊勢町地域貢献促進事業費補助金精算払請求書(様式第17号)により町長に補助金を請求するものとする。

(帳簿等の保存)

第15条 補助金の交付決定団体は、当該団体の補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及びその証拠書類を整理し、補助金の交付に係る会計年度終了後5年間保管しなければならない。

(補則)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この告示の施行の日以後に申請する補助金に係る第6条による申請は、同日前においても、この告示による南伊勢町制20周年記念事業補助金交付要綱の規定の例により行うことができる。

(失効)

3 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に交付決定された補助対象事業については、なお従前の例による。